

公益社団法人 農業農村工学会 技術者継続教育機構 業務運営要領

平成13年12月21日制 定

平成15年9月10日一部改正

平成20年3月14日一部改正

平成21年5月19日一部改正

平成21年12月15日一部改正

平成23年3月14日一部改正

平成23年12月13日一部改正

平成24年3月15日一部改正

平成24年4月1日改正

平成26年3月14日改正

(総則)

第1条 この要領は、公益社団法人農業農村工学会技術者継続教育機構規程(以下「規程」という。)第7条に定める機構の運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 規程第3条に定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 継続教育に関する認定・評価
- (2) 継続教育の情報提供
- (3) 継続教育の記録及び管理
- (4) 継続教育の証明
- (5) 継続教育の実施
- (6) その他継続教育に関する事項

(機構の登録者)

第3条 規程第4条に規定する機構の登録者は、次のとおりとする。

- (1) CPD個人登録者 機構の主旨を理解し、技術力の向上をめざす技術者
- (2) CPD法人登録者 技術に関する研修等を主催する機関で、機構の主旨に賛同する法人等。そのCPD法人登録者は、主催する研修等の年間延参加見込人数等により次のように区分する。

①年間の延参加見込人数区分で申請を希望する法人

年間延参加見込人数が2,500人日を超えるCPD法人登録者……………A

年間延参加見込人数が500人日以上2,500人日以下のCPD法人登録者……………B

年間延参加見込人数が500人日未満のCPD法人登録者……………C

②1研修単位で申請を希望する法人

年間延参加見込人数によらず、1研修ごとに申請を行うCPD法人登録者……………D

(登録手続等)

第4条 規程第4条に規定する登録に当たっては、新規登録を希望する者は所定の手続きにより CPD 登録の申込みを行い、CPD 運営委員会の承認を受けなければならない。

2 CPD 個人登録者は、前項の CPD 登録の申込みに当たり、CPD 登録料 953 円(税別)を納入しなければならない。ただし、1 機関当たり新たに 100 人以上がまとめて登録する場合は、この限りでない。

3 CPD 登録料は、登録が承認されなかった場合を除き、返還しない。

4 CPD 登録は年度単位となり、CPD 登録が承認された年度の 4 月からの研鑽記録を申請することができる。

5 CPD 登録は CPD 登録解除届の提出が無い限り自動更新される。

(異動届)

第5条 CPD 個人登録者は、勤務先、現住所、その他登録してある事項に異動があった場合は、速やかにその旨を学会事務局に届けなければならない。

(CPD 利用料等)

第6条 機構の登録者は、次の CPD 利用料を納めなければならない。

(1) CPD 個人登録者：年額 3,810 円(税別)

ただし学会員である者は 2,381 円(税別)

また、その年度の 6 月 1 日現在における CPD 個人登録者数を基準として、30 人以上の所属機関において、一括納入する場合は、1 人当たり次に掲げる額を納入金額から割り引く

CPD 個人登録者が30人以上80人未満の場合	：割引額	年額100円
CPD 個人登録者が80人以上130人未満の場合	：割引額	年額200円
CPD 個人登録者が130人以上180人未満の場合	：割引額	年額300円
CPD 個人登録者が180人以上230人未満の場合	：割引額	年額400円
CPD 個人登録者が230人以上の場合	：割引額	年額500円

(2) CPD 法人登録者：

A に区分する CPD 法人登録者	：年額	476,191 円(税別)
B に区分する CPD 法人登録者	：年額	285,715 円(税別)
C に区分する CPD 法人登録者	：年額	95,239 円(税別)
D に区分する CPD 法人登録者	：1 研修	28,572 円(税別)

2 前各号の利用料は、毎年 6 月末までに納入しなければならない。

3 CPD 個人登録者は、取得した継続教育の認定・評価ポイントの取得証明書の発行を申請する場合は、1 通につき 953 円(税別)の費用を納入しなければならない。

4 資格更新用に使用される継続教育の認定・評価ポイントの取得証明書であって、緊急的な発行を申請する場合は、1 回につき 9,524 円(税別)の費用を納入しなければならない。

(登録の解除及び休止)

第7条 機構の登録者で登録の解除又は休止をしようとする者は、理由を付して機構長に CPD 登録解除届又は CPD 休止届を提出しなければならない。又、登録を解除した場合、CPD 個人登録者の過去の研鑽記録は抹消することができる。

(登録の抹消)

第8条 機構は、機構の登録者が次に該当するときは、CPD 運営委員会の議決により登録を抹消することができる。その場合、CPD 個人登録者の過去の研鑽記録を抹消することができる。

- (1) 登録者との連絡が不通となった場合や、登録者が機構に損害を与える行為があった場合
- (2) CPD個人登録者が死亡したとき
- (3) CPD法人登録者が解散したとき

(機構長)

第9条 機構長は、機構の業務を統括する。

- 2 機構長は、機構の業務を担当理事に報告しなければならない。

(CPD 評議員会)

第10条 CPD 評議員会は、機構の運営について、機構長の諮問に答申する。

- 2 CPD 評議員会は、議長の招集により年1回以上開催するものとする。
- 3 CPD 評議員は、CPD 法人登録者及び学識経験者等の中から機構長が理事会に推薦する。

(CPD 委員会)

第11条 規程第6条に定める CPD 委員会の委員長は、CPD 評議員会が決め、機構長が委嘱する。

- 2 CPD 委員会には必要に応じて小委員会及び幹事会を置くことができる。
- 3 CPD 委員会の委員及び幹事はそれぞれの CPD 委員会の委員長が決め、CPD 評議員会に報告し、機構長が委嘱する。また、小委員会の委員及び幹事について必要な事項は、当該 CPD 委員会の委員長が定める。
- 4 CPD 委員会の委員長及び委員の任期は1期2年とし、再任は妨げない。
- 5 CPD 委員会の委員長が必要と判断した場合は、委員長が指名した者がその職務を代行する。
- 6 CPD 委員会の開催は、必要に応じ委員長が随時招集する。

(CPD 運営委員会)

第12条 CPD 運営委員会は、次の事項に関する業務を行う。

- (1) 機構の企画、運営
- (2) 継続教育の情報提供
- (3) 継続教育の記録及び管理
- (4) 継続教育の実施

- (5) 登録に関する事項
- (6) その他継続教育に関する事項

(CPD 評価委員会)

第 13 条 CPD 評価委員会は、次の事項に関する業務を行う。

- (1) 継続教育の認定・評価
- (2) 継続教育の証明

(CPD 地方委員会)

第 14 条 CPD 地方委員会は、地域における普及・啓発等に関する業務を行う。

(会計)

第 15 条 機構の会計は、学会の会計処理規程に定めるところにより処理する。

(要領の変更)

第 16 条 本要領に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、理事会において決定する。

附則 (平成 13 年 12 月 21 日 理事会議決)

この細則は、平成 14 年 1 月 29 日から施行する。

附則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この細則は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この細則は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、公益社団法人農業農村工学会定款施行の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。